5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第十のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。

6　地方整備局の事務所のうち航路事務所の名称、位置、管轄する開発保全航路及び緊急確保航路並びに海洋汚染防除業務に係る管轄区域は、別表第十二のとおりとする。

7～9　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十五人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十一人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十七人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十六人以内を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十九人以内を置く。

2　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官四人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十五人以内を置く。

2　（略）

（海洋利用調整官）

第百四十八条の七　港湾事務所等を通じて海洋利用調整官六人以内を置く。

2　（略）

5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第十のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。

6　地方整備局の事務所のうち航路事務所の名称、位置、管轄する開発保全航路及び海洋汚染防除業務に係る管轄区域は、別表第十二のとおりとする。

7～9　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十三人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百十八人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十六人を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十五人以内を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十二人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十七人以内を置く。

2　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官二人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十八人以内を置く。

2　（略）

（海洋利用調整官）

第百四十八条の七　港湾事務所等を通じて海洋利用調整官五人以内を置く。

2　（略）